明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○気象レーダーシステム整備計画のための贈与に関する日本国政府とモーリシャス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二二五）　一
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**二二六）
○タザラ交差点改善計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二二七）
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（**農林水産**二〇九五）　二
○保安林の指定をする件（**同**二〇九六）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二〇九七～二一〇〇）
○水源地域対策特別措置法第三条第一項の規定に基づく水源地域の指定の公示（**国土交通**六七二）　三
○都市計画法施行規則の規定により登録講習機関の登録事項の変更の届出があった件（**同**六七三）　四
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**同**六七四）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**六七五～六七七）
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一三三、一三四）　五
○水路測量の実施に関する件（**同**一三五）
○道路に関する件（**中部地方整備局**一四〇）　七
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**一五九）

〔国会事項〕

内閣　人事院　法務省　運輸安全委員会　七

〔人事異動〕

内閣　人事院　法務省　運輸安全委員会　七

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項　八

〔資料〕

閣議決定等事項　八
日本と世界の天候（平成二十五年五月）（速報）（気象庁）　九

〔公告〕

諸事項　一〇

官庁
押収物還付、財団、建設業の許可の取消処分、マンション管理業者の業務停止処分関係　三

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

会社決算公告

告示

○外務省告示第二百二十五号

平成二十五年六月十日にポートルイスで、気象レーダーシステム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモーリシャス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気象レーダーシステム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十億七千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年四月三十日まで
4　署名者
日本側　細谷龍平在モーリシャス大使
モーリシャス側　スレシュ・シャンドル・シイバラック首相府官房長官

平成二十五年七月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第二百二十六号

平成二十五年六月十二日にプノンペンで、円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の平成十九年三月二十三日付けの交換公文に従ってカンボジア王国政府に供与されることになったメコン地域電力ネットワーク整備計画（カンボジア成長回廊）の実施に係る円貨による借款の支出期間がカンボジア王国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十六年十一月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、カンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十五年七月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第二百二十七号

平成二十五年六月十八日にドドマで、タザラ交差点改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　タザラ交差点改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十一億二千七百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　岡田眞樹在タンザニア大使
タンザニア側　ウィリアム・アウグスタオ・ムギムワ財務大臣

平成二十五年七月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉